

幼稚園型認定こども園 箕面学園附属幼稚園

## 後 援 会 会 則

※ 卒園まで大切に保管してください。

# 幼稚園型認定こども園 箕面学園附属幼稚園後援会 会則

## 第 1 章 名 称

第 1 条 本会は幼稚園型認定こども園箕面学園附属幼稚園後援会と称し、事務所を幼稚園型認定こども園箕面学園附属幼稚園内に置く。

## 第 2 章 目 的

第 2 条 本会は園の発展、園児の福祉増進、教職員の研修援助、並びに会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第 3 条 本会はその目的を達成する為、次の事業を行う。

1. 幼稚園の発展、振興に寄与する。
2. 園児の福祉増進をはかる。
3. 教職員の研修厚生を援助する。
4. 会員相互の親睦をはかる。

## 第 3 章 方 針

第 4 条 本会は幼児教育の後援を本旨とし、下記の方針に基づいて活動する。

1. 本会は児童福祉の為に活動する他の社会福祉団体及び機関と協力する。
2. 本会は園の教育方針、管理、運営、教職員人事には干渉しない。

## 第 4 章 会 員

第 5 条 本会の会員になることができるのは、次のとおりである。

1. 園に在籍する園児の保護者。
2. その他本園に特殊の関係のある者については、  
園長と役員の推薦を経て顧問とし、特別会員と  
することができる。

第 6 条 会員はすべて会費を納入する義務を負う。  
但し、第 5 条 2 の会員はこの限りではない。

## 第 5 章 経 理

第 7 条

1. 本会の経費は、会費、事業収入、及び寄付金を  
もってあてる。
2. 入会金、会費の額、及び資金獲得の方法を決定する  
場合、会員又は、外部の者に寄付を求める場合等の  
重要事項については、総会において決定しなければ  
ならない。但し会員又は外部の者の任意の寄付金の  
受入れについては園長及び役員において決定する。

第 8 条 本会の資産はすべて第 2 章第 2 条の目的以外の為に  
支出、又は使用してはならない。

第 9 条 入会金 5 0 0 円、会費月額 8 5 0 円とする。  
入会金及び会費は物価上昇に応じて改正することがある。

第 1 0 条 本会の経理は会計監査を受け、これを会員に報告  
しなければならない。

第 1 1 条 会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日に終わる。

第 1 2 条 経理については、別に会計規定を定めることができる。

## 第 6 章 役 員 と そ の 選 出

第 1 3 条 本会の役員は次のとおりとする。

- |           |     |            |     |
|-----------|-----|------------|-----|
| 1. 会 長    | 1 名 | 2. 副 会 長   | 1 名 |
| 3. 書 記    | 2 名 | 4. 会 計     | 2 名 |
| 5. 子ども委員長 | 1 名 | 6. 子ども副委員長 | 1 名 |
- 計 8 名を運営とする。

役員の任期を 1 年とし、再任を妨げない。

箕面私立幼稚園 P T A 連絡協議会当番年度は必要に応じて  
運営役員に庶務 2 名を追加し 8 名から 1 0 名に増員する  
ことができる。

第 1 4 条 役員の選出及び任期は次のとおりとする。

1. 役員の候補者は 3 月までに 8 名を選出し、  
決定しない場合は 4 月に選出することもできる。
2. 役員は年度の第 1 回定期総会において、承認を得て  
決定される。
3. 役員の任期は、その年度の第 1 回定期総会より  
翌年の第 1 回定期総会迄とする。  
但し、役員に欠員が生じた時は役員の推薦で  
後任者を決定することができる。  
任期は前任者の残任期間とする。

第15条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は会務を総理し本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある時はその任務を代行する。
3. 書記は会の記録作成及び庶務を行う。
4. 会計は会の財産を管理し、金銭の出納を行う。

## 第 7 章 会 計 監 査

第16条

1. 本会の経理を監査するために、2名の会計監査委員をおき、前年度運営委員がこれにあたる。
2. 会計監査委員は決算の会計を監査し、その結果を総会に報告する。その他必要に応じて会の経理監査を行い、運営委員会及び総会に報告する。

## 第 8 章 総 会

第17条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第18条 総会は定期総会と臨時総会とし会長が招集する。

第19条 定期総会は年1回以上開く。

第20条 臨時総会は会長又は運営委員会が必要と認めた時、その他会員の1/3以上の要求があった時開催することができる。

第 2 1 条      総会は会員の現在数の 1 / 5 以上が出席しなければ  
その議事を審議し、決議する事ができない。  
但し、会員は委任状をもって他の会員に委任し、  
議決権を行使することができる。

第 2 2 条      総会の議決は出席者の過半数の同意を要する。

## 第 9 章                  運 営 委 員 会

第 2 3 条      運営委員会は本会の役員、及び必要に応じて  
特別会員によって構成される。

第 2 4 条      運営委員会の任務は次のとおりである。

1. 運営委員会は総会に提出する議案について協議承認し、  
又年間事業計画に基づき、各種委員会によって立案された  
計画を討議決定する。
2. 総会に提出する報告書を作成する。
3. 必要のある場合は特別委員会を設ける。
4. その他会則並びに総会の決議に従って、この会の  
事務を処理する。

第 2 5 条      運営委員会の例会は必要に応じて会長が召集する、  
又運営委員会は役員、会計監査委員の現在数の 1 / 2 以上の  
出席がなければその議事を審議し、決定する事ができない。  
又議決は出席者の過半数の同意を要する。

## 第 10 章 細 則

第 26 条 本会の運営に関して必要な細則は本会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。  
運営委員会は細則を設定、又は改廃した場合、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第 11 章 改 正

第 27 条 本会則は会員の 1/3 以上出席した総会において出席者の 2/3 以上の賛成がなければ改正出来ない。  
但し、改正案は総会開催の 1 週間前に全会員に知らせなければならない。

## 附 則

第 1 条 本規約は総会で承認を得、次年度第 1 回定期総会より実施する。

平成 9 年度 一部改正  
平成 12 年度 一部改正  
平成 16 年度 一部改正  
平成 17 年度 一部改正  
平成 21 年度 一部改正  
平成 25 年度 一部改正  
平成 30 年度 一部改正  
令和 4 年度 一部改正  
令和 7 年度 一部改正